

重要なお知らせ！

1) ウォーターサーバーの電気用品安全法上の位置付け

* 温水を作る機能の部分と、冷水を作る機能の部分の2つから成る複合電気用品と位置付けられています。

- ・①温水部分：電熱器具（電気湯沸器）
- ・②冷水部分：電動応用機械器具（電気冷水機）

2) 手続きの流れ

* ①事業届出 ②基準適合確認 ③自主検査 ④表示・・・の4つが必要です。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/index.htm

3) 電気用品輸入事業の事業届出

* ウォーターサーバーの輸入に関する業務（輸入書類作成や倉庫での製品保管など）が、それぞれの経済産業局の管轄区域内だけで全て実施されるのであれば該当する経済産業局の製品安全室などへ「〇〇局長 殿」で届出書（様式1）を提出してください。

複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合であれば経済産業大臣宛となります。

(See attached file: 様式1.doc)

(See attached file: 輸入事業届出書記載例.pdf)

【詳細は記載例参照】

・1の「事業開始の年月日」の部分には、届出日と通関日より前の適当な日を記載してください。

※既にこの届出を提出せずにウォーターサーバーを輸入している場合は、違法状態となっていますので対応を当協会へご相談ください。

※結果論として、**事業届出が未届けであった場合** その状態のまま販売を継続すると、違法販売（レンタルやリースを含む）となるため、**直ちに販売等を中止**してください。

・2の「輸入する電気用品の区分」の部分には、「電熱器具及び電動応用機械器具」を記載してください。

・3の「輸入する電気用品の区分」として記載するのは、「別紙1、2のとおり」として、添付ファイル「型式の区分（電気湯沸器）」「型式の区分（電気冷水器）」の打ち出しの適切な箇所に○を打ってください。

(See attached file: 型式の区分（電気湯沸器）.pdf)

(See attached file: 型式の区分（電気冷水機）.pdf)

4) 基準適合確認

*通常は、「1項基準」への適合性を確認します。

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S37/S37F03801000085.html>

*「2項基準」への適合性を確認する場合があります。(ただし、1項 or 2項であって、両者を混同して確認に使用することは禁止されています)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei.htm#2kou_kijun

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/gijutsukijun/2koukijun/140318.htm>

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/gijutsukijun/kaisei_2koukijun/2koukijun_110809.htm

*それぞれの輸入事業者で確認されても結構ですが、手に余る場合は検査機関に依頼する方法もあります。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

※結果論として、**項目不足であった場合** その状態のまま販売を継続すると、違法販売（レンタルやリースを含む）となってしまうため**直ちに販売等を中止してください**。

5) 自主検査

*自主検査の方法は、法律の施行規則の別表第三で規定されています。

「～その他の令別表第2に掲げる電気用品にあつては、外観、絶縁耐力及び通電について一品ごとに技術基準において定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により行うこと。」

*このうち、絶縁耐力の自主検査の方法は、高電圧の機器を使用することから、安全に十分ご留意ください。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.htm#zetsuentairyoku_test

(See attached file: 絶縁耐力検査の方法.pdf)

*また、海外での製造工場に「自主検査」の実施を委託することも可能です。

*但し、全数検査であることや検査記録にも法定記載項目があることにご留意ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S37/S37F03801000084.html>

*また、電気用品安全法第8条第2項（自主検査）の義務は届出事業者に掛かっている為、**記録の作成（＝記録の最終確認）・記録の保存を実施してください**。

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S36/S36HO234.html>

※この自主検査記録を輸入事業者ご自身で保管していない場合は、違法状態となってしまうので当協会にご相談ください。

※ 結果論として**自主検査記録の不保持等であった場合** その状態のまま販売を継続すると違法販売（レンタルやリースを含む）と成るため、**直ちに販売等を中止してください**。

6) 表示

* 自主検査までの全ての法的義務を履行した物には、PSEマークを表示することができます。

* 丸形のPSEマーク近傍などに、輸入事業者名（=欄等の略式表示はダメ）の他に記載する項目については、技術基準の別表第八附表第六などをご覧ください。

電気用品安全法上「違法状態」となっていた場合は直ちに販売等を中止等の措置が必要なため是非、会員、非会員を問わず当協会にご相談頂きますようご案内申し上げます。

国はPSEマークが表示されていない「違法状態」のウォーターサーバーが日本国内に流通している可能性があるという認識をお持ちでございます。業界の信用確立の為に早急にご確認いただきますようご案内申し上げます。

* 資料の一部は経済産業省HPより抜粋いたしました

* お問合せは下記事務局までご連絡下さい

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会

東京都千代田区岩本町三丁目 11 番 8 号イワモトチョービル 406

電話 03-5835-1125 ファックス 03-5835-1126

E-mail: jimukyoku@jdsa-net.org HP <http://www.jdsa-net.org>

様式第 1 (第 3 条関係)

電気用品製造 (輸入) 事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電気用品安全法第 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造 (輸入) する電気用品の区分
- 3 当該電気用品の型式の区分
- 4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 5 専ら輸出するための当該電気用品の製造 (輸入) の事業を行おうとする者にあつては、その旨

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。